

地方交付税法及び特別会計に関する法律の 一部を改正する法律の概要 (平成25年法律第4号)

I 一般財源総額の確保と地方交付税の算定内容の改正等(通常収支分)

(1) 地方交付税等の一般財源総額について平成24年度と同水準を確保

区分	平成25年度	平成24年度	増減額
一般財源(地方税+地方交付税等)	59兆7,526億円	59兆6,241億円	+1,285億円
うち地方交付税	17兆624億円	17兆4,545億円	▲3,921億円

(2) 地方公務員給与費の臨時特例として平成25年7月から国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提に、単位費用の額を改正

(3) 緊急課題である地域の活性化に係る取組に要する経費を特別に算定するため、「地域の元気づくり推進費」(3,000億円)を創設

※ 算定にあたり、各地方公共団体のこれまでの人件費削減努力を反映

(4) その他の算定内容の改正

- 平成25年度の普通交付税の算定の基礎となる単位費用の額を改正
- 臨時財政対策債の発行可能額の算定方法を見直し

II 震災復興特別交付税の確保(東日本大震災分)

復旧・復興事業の地方負担分、地方税の減収分等を全額措置するため、震災復興特別交付税を6,053億円確保

【参考】

平成25年度地方財政計画における震災復興特別交付税 6,198億円

- 平成25年度に確保する額 6,053億円
- 平成24年度分の年度調整による額 145億円

施行期日 平成25年4月1日